



活

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

3-1 雇用の拡大、安定

現状と課題

企業誘致及び地元企業の育成

企業誘致に関しては、経済的及び社会的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいる状況にありますが、今後も災害の少なさ、交通アクセスの利便性など本町の特性を全面的にPRした誘致活動が必要です。

また、研修活動への参加支援や商工会議所による経営相談及び経営指導など、地元企業の育成を図っていますが、今後も、地元企業を支えていくことが必要です。

雇用促進、勤労者福祉

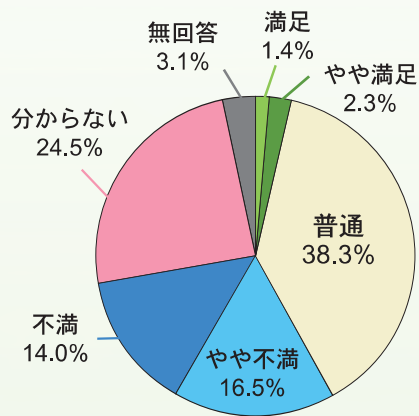
季節労働者に対するセミナーを開催し、通年雇用を促進していますが、参加人数が毎回少なく、通年雇用に対する意識が高いとは言えない状況にあります。今後も、季節労働者の方々に通年雇用の優位性などを啓発するとともに、企業に対し通年雇用の促進を図っていく必要があります。

また、雇用に関連する施策などの情報収集に努め、町内の雇用促進増を図ることが求められています。

基本的な考え方と指標

- 産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- 経営相談及び経営指導の強化などにより、地元企業の育成を図ります。
- 勤労者における労務管理対策などの活動を支援するとともに、勤労者福祉の向上を推進します。
- 季節労働者通年雇用促進支援事業※を推進し、資格の取得支援等により通年雇用の促進を図るとともに、職業訓練・研鑽^{ひんさん}の場の提供により、技能の向上及び労働環境の向上の推進を図ります。また、離職時期である冬季から春季における就労機会の提供の推進を図ります。
- 世代別や分野別などによる求人と求職をスムーズに展開できるシステムの構築を推進し、効率的な雇用の促進支援を図ります。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
企業誘致や起業の支援



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
町内に進出した企業数 （指定管理者等含む）	H26	0社	1社	2社	3社
季節労働者の動向 （通年雇用者数の増加）	H25	579人	550人	510人	480人

注）企業数の目標値は累計

※ 季節労働者通年雇用促進支援事業：地域の創意工夫により季節労働者を支援し、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした厚生労働省の委託事業のこと。

施策

施策の区分		施策の内容
(1)企業誘致の推進	①企業誘致につながる情報収集の強化 【商工観光G】	「北海道東京事務所※」などの関係機関や「東京美幌会※」「さっぽろ美幌会※」などの団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。
	②町の資源や特性を活かせる企業の誘致 【商工観光G】	農林畜産物などの地域資源※関連産業や地域の特性（災害の少なさなど）を活かし、データセンターやバックアップセンター※などの情報関連産業の誘致を推進します。
(2)地元企業の育成	①経営相談及び指導の強化 【商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、地域中小企業支援ネットワーク※に参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	②助成制度等における地元企業への優先発注 【商工観光G】	住宅リフォーム促進事業※や店舗リフォーム補助制度※同様、地元企業への発注を優先するなど、技術向上機会の増幅や地域経済の活性化により地元企業の育成を図ります。
(3)雇用、労働対策の推進	①技術（資格）の取得支援による雇用の促進 【商工観光G】	季節労働者通年雇用促進支援事業により、雇用に有利な資格の取得を支援し、通年雇用化を促進します。 町内外の職業訓練校を支援し、労働者の技能の向上を図ります。
	②離職時期における就労機会の提供の推進 【商工観光G】	季節的雇用を余儀なくされる労働者に、就労機会の提供を推進し、生活の安定を図ります。
	③勤労者福祉の向上の推進 【商工観光G】	労働団体等※の活動を支援し、福利厚生など勤労者福祉の向上を推進します。
(4)（人材）登録制度※による雇用促進支援	①世代別・分野別などの「人材の登録制度※」によるスムーズな雇用促進支援 【商工観光G】	世代別や分野別などによる求人と求職をスムーズに展開できる「人材の登録制度※」の構築を推進し、効率的な雇用の促進支援を図るとともに、労働環境の向上を図ります。
(5)起業や新たな事業化、販路拡大の促進	①販路拡大に係る支援・強化 【商工観光G】	町内外の物産展やイベント時等における販路拡大促進の支援を行います。
	②新規起業家に対する支援制度の充実 【商工観光G】	新規起業家に対する中小企業融資※（貸付）及び利子等補給補助※を継続し、安定した経営の支援を行います。 起業家支援事業※の制度などにより、町内において起業（開業）する方を支援します。
	③第1次産業と他産業との連携促進支援 【商工観光G】	既存企業の育成に係る協議会などを通じて、基幹産業である農業と関連した他産業との連携の促進を支援し、経営の安定や地域経済の活性化を図ります。

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

基本目標 3

施策の区分	施策の内容
(6)地域資源を活用し、若者の雇用の場を創出 【商工観光G】	「北海道東京事務所」などの関係機関及び団体からの情報収集を強化し、地域資源を活かした農畜産物加工などの企業の誘致を推進するとともに、6次産業化※を推進することにより雇用の場の創出に努めます。 また、「起業家支援事業※」により若者が起業しやすい環境づくりに努め、雇用の創出を促進します。

- ※北海道東京事務所：首都圏における北海道の総合窓口。道政の推進に欠かすことのできない情報についていち早く収集・発信するという「首都圏における最前線の情報発信基地」としての役割を担っている。
- ※東京美幌会：東京近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会
- ※さっぽろ美幌会：札幌市近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会
- ※地域資源：特定の地域に存在する特徴的なもので、活用可能な物の総称。農林水産物や観光資源といった自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものも含まれる。
- ※データセンターやバックアップセンター：大量のデータを安全に保管するための専用施設やそれを運営する事業
- ※地域中小企業支援ネットワーク：地域の中小企業に対し、地域の特性に応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を実施するため、地元金融機関や商工団体等の関係機関との一層緊密な連携を図るために構築されている組織
- ※住宅リフォーム促進事業：居住環境の向上及び地域経済活性化のため、町内建設業者による住宅の改修工事を促進し、その費用の一部を補助する制度
- ※店舗リフォーム補助制度：店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るとともに、商工業の振興を促進し地元経済の活性化を図ることを目的に、本町において平成27年度に創設された補助制度。店舗リフォームに要する経費の一部を助成
- ※労働団体等：労働環境の向上などに取り組んでいる、労働者が組織している団体
- ※人材の登録制度：求職側では「自分のやりたいこと」や「志」、求人側では「求める年代」や「職種」などを登録することでスムーズ雇用の促進を図ろうとする制度
- ※中小企業融資：中小企業の事業活動に必要な「運転資金」や「設備資金」など、資金の円滑化と正常化を図るための低利子融資制度
- ※利子等補給補助：中小企業融資を受けた方に対し、信用保証料及び利子の一部を補給する補助制度
- ※起業家支援事業：中心市街地をはじめとした地域の活性化及び雇用の創出の推進を図ることを目的に、本町において平成27年度に創設された補助制度。起業・創業する方に開業に要する経費の一部を助成
- ※6次産業化：農業や水産業などの第1次産業が、加工・販売等の第2次・第3次産業にも業務展開する「経営の多角化」



関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌・大空・津別地域産業活性化基本計画※	平成26年度～平成30年度

※美幌・大空・津別地域産業活性化基本計画：美幌町・大空町・津別町の地域において、産業のさらなる集積・高度化に向けて策定した計画のこと。地域の強みを活かした産業の創出・育成を図ることを目的としている。

3-2 農業の振興

現状と課題

農業

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農業生産法人※の育成・確保、新規農業従事者や経営継承方式※による新規就農者などの担い手の確保やパートナー対策が重要であり、パートナー対策※として農業体験実習生の受入を始め、農業担い手対策協議会※や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることが必要です。女性農業者も重要な担い手として農業経営に参画できるよう、家族経営協定※の推進を図るとともに、経営管理や技術習得などの女性農業者を対象とした研修会を開催して、積極的な経営参加を促すことが必要です。

また、有害鳥獣※による農作物被害が増加しており、特にエゾシカの食害による農作物被害が深刻になっています。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壌診断に基づく適量施肥※、化学肥料や農薬の使用抑制などクリーン農業※への積極的な取組が必要です。

新たな高収益型新規作物を導入した複合経営や新技術の導入など、これまでにない高収益作物への取組が必要です。また、農業経営の改善と所得向上を図るため、地域の特色ある農産物を活かした、生産・加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化などの取組が必要です。

※ 農業生産法人：農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる株式会社などの法人

※ 経営継承方式：後継者不在の農家が家族以外の第三者に対して、農地・農機具等の資産を受け渡して経営継承を行う方式

※ パートナー対策：農業後継者の配偶者対策として、交流会等を企画し出会いの場を提供する事業

※ 農業担い手対策協議会：農業の担い手の育成・確保や農業後継者の配偶者対策を行うために、町内の各関係機関によって構成された協議会

※ 家族経営協定：家族での農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担などについて、家族間の話し合いにより取り決めること。

※ 有害鳥獣：エゾシカ、ヒグマ、カラス等、人や農作物、家畜などに被害を与える鳥獣。

※ 適量施肥：土壌成分や栽培作物に応じ、肥料成分を過不足無く適切な量の肥料を施すこと

※ クリーン農業：たい肥などの有機物を使った土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした環境にやさしい農業

※ 防疫体制：家畜の伝染病を「持ち込まない」「持ち出さない」よう、農場を出入りする車両の消毒や、人の立入を制限する体制

※ 酪農ヘルパー事業：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳などの仕事に従事する人を派遣する事業

畜産

畜産経営を行う農業者は減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制※の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体質の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と、休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業※の取組が必要です。

美幌峠牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、引き続き、公共牧場としての有効活用と維持管理に努め、生産者の労働力の軽減や自給飼料活用による生産コストの低減への取り組みが必要です。

基盤整備

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率のかつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

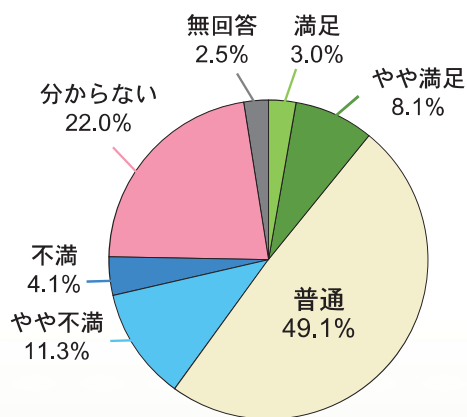


基本目標 3

基本的な考え方と指標

- 将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、農業農村を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。
- 効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。近年多く発生する局地的な豪雨や長雨、降雪などの異常気象による農業災害被害の未然防止のための農業生産基盤整備※や農業生産物の生産性や収益性を高めるための、適量施肥や輪作体系※の維持、緑肥作物※の導入、堆肥の投入による地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。
- 有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や、鳥獣被害対策実施隊員※による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
農業の振興



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
農畜産物販売実績額	H20～H26 （7中5年※）	9,747百万円	9,830百万円	9,915百万円	10,000百万円
新規就農者数 （新規農業従事者含）	H26	3人	3人	4人	5人

※ 農業生産基盤整備：農業の生産性を高め農業経営の安定を図るため、農地や用排水施設設備など農業の持続的発展を支える基盤の整備

※ 輪作体系：地力の維持と病虫害をさけるため、同じ畑に性質の異なる作物を周期的に栽培する農業体系

※ 緑肥作物：栽培している植物を収穫せずそのまま田畑に混ぜ込み、土壌を肥沃化するための作物

※ 鳥獣被害対策実施隊員：鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村の被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や防護柵の設置など実践的活動を担う隊員に任命された者

※ 7中5年：7年の内の5か年の平均

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 農業生産環境の保全・整備	① 一般農作物原・採種圃※設置の推進 【農政G】	主要作物の安定生産と輪作体系の維持を図るため、町内で優良な種子を生産していますが、J Aと協力を図り、原採種圃を設置する農家の確保に努めます。
	② 農村地区環境保全対策事業の推進 【農政G】	地球温暖化や生物多様性保全等に取り組む農業者に対して追加的なコストを支援します。また、化学肥料や農薬の低減が難しく取り組む農家が増えないことから、農業改良普及センター※やJ Aと協力を図り取り組む農家の確保に努めます。

基本目標 3

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 農業生産環境の保全・整備	③ 農業生産活動環境対策事業※の推進 【農政 G】	農業用廃プラ※の共同回収を行い再資源化と不法投棄の防止を図ります。関係機関・団体と協力を図り農村地区の環境保全に努めます。
	④ 農作物への食害防止対策 【農政 G】	エゾシカ侵入防止柵の維持管理及び、鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施し、農作物被害の減少に努めます。
(2) 担い手の育成確保と生産性の向上	① 担い手対策及び花嫁対策の推進 【農政 G】	担い手不足により離農農家が増えている現状であることから、経営継承方式による新規就農者の育成や農業従事者の確保に努めます。 また、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場や、体験実習生の受け入れをし、独身後継者農家と農作業を通じての積極的な交流に努めます。
	② 農地流動化対策※の推進 【農政 G】	農地保有合理化事業※や農地中間管理事業※を実施し、人・農地プランに定める地域の中心的経営体や農業生産法人などへ、離農跡地等の農地の集積を図り、農家の規模拡大や経営安定に努めます。
	③ コントラクター事業※の推進 【農政 G】	農産物の収穫や耕起等の農作業を請け負う組織（コントラクター）への支援等を検討し、農業者の労力負担軽減に努めます。
	④ 気象情報提供の推進 【農政 G】	営農活動において気象情報は欠くことのできない情報となっており、携帯電話からもアクセス出来る気象情報を提供することで、営農活動の利便性の向上に努めます。
	⑤ 農業経営に関する支援体制の充実 【農政 G】	農業改良普及センター美幌支所管轄の美幌町、津別町、大空町の農業関係機関・団体で組織する三町農業推進協議会※を通じて、技術や知識の指導を行う農業改良普及センター美幌支所の側面支援を行うことで、三町内農業の発展に向けた指導体制の充実に努めます。
	⑥ 農作業の共同化・農業機械の共同利用の推進 【農政 G】	各種補助事業を活用し、共同で農作業機械を導入することで、農作業の効率化と経費節減を図り、農業経営の安定化に努めます。
	⑦ 法人化の推進 【農政 G】	担い手育成協議会主催による法人化研修会や先進地視察研修会を通じ、地域の中核となる法人経営体の設立を推進します。
	⑧ 新規就農者支援の推進 【農政 G】	新規就農者等支援事業補助金交付要綱に基づき、対象となる新規農業従事者や新規就農者に対して、農作業機械の購入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保育成に努めます。
	(農業後継者への支援) 【農政 G】	農外からの新規就農の形態は、農業経営継承方式を基本とし、新規就農支援チームにより移譲希望者の意向調査を行い、新規就農者への農地や施設等の確保に努め、また、就農後の営農支援やフォローアップを行います。

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

基本目標 3

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

施策の区分		施策の内容
(2)担い手の育成確保と生産性の向上	⑨家族経営協定の推進 【農政G】	家族経営にたずさわる世帯員が意欲とやりがいを持って、対等に経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すために、家族経営協定の締結を推進します。
	①みらい農業センター※による新規農作物の実証試験 【農政G】	高収益型新規作物※を導入した複合経営や新技術の導入により農業所得の向上・安定化を図るために高収益型新規農作物の実証試験に努めます。 また、主要畑作3品では、新品種栽培試験や環境に優しい施肥低減栽培法についても効果を実証し、地域への提案を行います。
	②ITロボット※の推進 【農政G】	GPS※などIT関連の機械の導入を図り、労働力不足の解消、農作業の省力化や効率化を図ります。
	③6次産業化の推進 【農政G】	農業経営の改善と所得向上を図るため、関係機関と連携し情報提供等に努めます。
(3)新たな農業の展開	④親子や子ども等への農業体験の推進 【耕地林務G】 【農政G】	市民農園※の開設や、関係機関・団体と連携を図りながら親子ふれあい農園※、子ども農業学校※及び田んぼの学校※を開催し、農業にふれ合う場の提供に努めます。
	①地場産農産物の消費推進 【農政G】	学校給食での地元農産物の使用や、収穫祭の開催を支援します。
	②クリーン農業の推進 【農政G】	関係機関・団体の協力を得ながら、エコファーマー※の認定者や生産集団による、化学肥料や農薬の低減の取組や、農業生産工程管理（GAP）※の取り組みを推進します。 また、家畜排せつ物を有機資源として有効活用する農畜連携の取組など、安全・安心な農畜産物の生産と地下水汚染防止に向けた、土づくりに努めます。
	②乳用牛の検定の推進と生産振興 【農政G】	乳牛の資質向上や乳質向上及び酪農経営の改善を図るため、酪農家への技術指導などを行い、安定した酪農経営に努めます。また、乳質向上や乳量の増加に向け、優良雌牛の血統を残すため性判別精液の利用促進に努めます。
(4)食の安全・安心対策の推進	②酪農ヘルパーの利用促進 【農政G】	ヘルパー利用により、拘束性の高い酪農従事者の労働負担の軽減に努めます。
	③公共牧場利用の促進 【農政G】	民間事業者による管理運営を行い、公共牧場としての有効活用と機能維持に努めます。
	④家畜防疫衛生対策※の推進 【農政G】	家畜伝染病自衛防疫組合※による予防接種の実施など、家畜飼養者及び関係機関・団体が連携し、家畜伝染病発生の未然防止に取り組めます。
	(5)畜産の振興	

基本目標 3

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(5)畜産の振興	⑤肉用牛の生産振興 【農政G】	優良肉用繁殖牛の導入に対する一部助成を引き続き行い、優良な繁殖雌牛群整備により、美幌産和牛の資質向上と市場における優位性を確立し、肉用牛経営の安定と生産者の経営意欲の向上に努めます。
(6)農業地域の土地利用	①生産基盤の整備 【農政G】	農業振興地域整備計画※に基づき、合理的な生産基盤の整備や農業近代化施設の整備、農地の集積・流動化、農村生活環境整備に努めます。
(7)生産基盤の保全・整備	①畑総事業等による土地基盤整備事業の推進 【耕地林務G】	土地基盤整備を推進し、生産性の高い農地を目指します。
	②多面的機能支払事業※の推進 【耕地林務G】	多面的機能支払事業で、農地・水路・農道の草刈り・土砂上げ及び軽微な補修を共同で行い、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
	③農地保全の推進 【耕地林務G】	国営土地改良事業※による造成施設（古梅ダム・頭首工・用水路・排水路・排水機場）の維持管理を図ります。
	④国営かんがい排水事業※の推進 【耕地林務G】	既存水利権※を利用して、畑地かんがい用水を推進し、作物の生産性や品質の向上を図ります。
	（国営網走川中央地区調査事業の推進） 【耕地林務G】	直轄事業として網走川中央地区の用水再編を行い、水田用水を畑地かんがいへの有効活用を図ります。
(8)環境共生に向けた総合的な取り組み	①営農用水確保のための調査、研究 【耕地林務G】	国営事業により、西幹線頭首工の水田水利権※を、畑地かんがい用水※・汎用田用水※として利用できるよう、地元農業者等の意見を聞きながら畑かんの事業化を図ります。

※ 一般農作物原・採種圃：一般栽培用の種子を採るための畑

※ 農業改良普及センター：地域の農業者への技術指導や経営相談、各種講習会の開催や新規就農者への支援活動を行う都道府県の機関

※ 農業生産活動環境対策事業：農業の持続的発展のため、農業生産における地球温暖化対策や有機農業の拡大、施肥の低減など、環境と調和した農業生産を推進する事業

※ 農業用廃プラ：ビニールハウスなどの資材として使用されたものや肥料の空容器など、農業分野から排出されるプラスチック廃棄物

※ 農地流動化対策：農地を集めて経営規模を拡大し生産性を高めるよう、農地の売買や貸し借りを促す対策

※ 農地保有合理化事業：離農農家等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡し又は貸付けを行う事業

※ 農地中間管理事業：都道府県から指定された組織が農地の所有者と借り手を仲介し、農地の集積と集約化を加速し、農業生産性の向上を図る事業

※ コントラクター事業：農作業機械と労働力などを有して、農家等から農作業を請け負う組織（コントラクター）が行う事業

※ 三町農業推進協議会：美幌、津別、大空の三町の農業関係機関等が連携し、地域の農業の発展に寄与することを目的とする協議会

※ みらい農業センター：農業の実践的な研修を通じ、農業経営者、担い手、新規就農者及び農業後継者の育成や農業後継者の配偶者対策、農作物の品種、品質、施肥改善策の実証及び展示、高収益性のある新規作物の栽培実証試験による調査・研究をする町の施設

※ 高収益型新規作物：市場価値が高い作物や、その作物があまり出回らない時期に出荷が可能な、地域において新たに導入される作物

※ IT ロボット：農作業の自動化や無人化等、農業生産の効率化が可能となるIT やロボット機能を利用した先進的農作業機械等

※ G P S : 「Global Positioning System」の略。人工衛星により地球上の位置を数 cm から数十 m の誤差で割り出すことが可能なシステム

※ 市民農園：農業者以外の方が、野菜の栽培や収穫を通し「農ある暮らし」を実践する中で、余暇活動の充実を図るとともに、農業に対する理解を深める目的で設置された農園

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

基本目標 3

- ※ 親子ふれあい農園：親子での作物栽培と収穫物の加工実習による作業体験を通し、自然の恵みにふれあう体験農園
- ※ 子ども農業：学校農業を通して、自ら考えながら地域の生活文化など多方面にわたって理解を深めることを目的とした小学生を対象とした体験学習
- ※ 田んぼの学校：田植えから収穫までを通し、田んぼの果たす役割や用水路の仕組みを学ぶ小学生までを対象とした体験学習
- ※ エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、計画の認定を受けた農業者の愛称
- ※ 農業生産工程管理（GAP）：農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動
- ※ 家畜防疫衛生対策：家畜の伝染病予防のための衛生管理や、発生時に病気の拡大を防ぐための対策
- ※ 家畜伝染病自衛防疫組合：家畜の伝染病の発生を予防するため、町および町内の家畜飼養者による組織
- ※ 農業振興地域整備計画：都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
- ※ 多面的機能支払事業：農業・農村の、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な多面的働きを維持するため、農業用施設等の維持管理作業と、環境保全活動を地域共同で行う事業
- ※ 国営土地改良事業：土地改良法に基づき国が行うダムや水路、水田や畑などの農業生産基盤を整備する事業
- ※ 国営かんがい排水事業：国が行うダム、用排水路などの農業用排水施設を整備する事業
- ※ 既存水利権：水利権とは、特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に河川の流水を占有する権利で、既存水利権とは現在取得している水利権
- ※ 水田用水利権：用途が水田用とされている水利権（水田以外に使用できない）
- ※ 畑地かんがい用水：農作物が水を必要としているときに必要な分だけ、畑に散水するための農業用水
- ※ 汎用田用水：麦・大豆等の収量の増大や作付面積の拡大、品質の向上を図るため汎用化した水田用の農業用水



まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

関連する計画

計画の名称	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度～
美幌町鳥獣被害防止計画（予定）	平成28年度～平成30年度
第4次美幌町農業振興計画	平成24年度～平成28年度
美幌町農業振興地域整備計画書	平成26年度～
美幌町酪農・肉用牛生産近代化計画書	平成23年度～平成32年度

3-3 林業の振興

現状と課題

林業の担い手不足と高齢化による林業労働者の減少や、木材価格の変動など林業を取り巻く環境は厳しい状況ですが、林家による林業グループの育成や木材業界による協同組合化を行ない、今後とも組織強化や効率化を図る必要があります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価格を高め利活用するために、計画的な森林管理が必要です。また、国際認証であるFSC®森林認証※を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解と利用を促進していく必要があります。

加えて近年、木育が注目されており、木とふれあえる環境づくりも必要です。

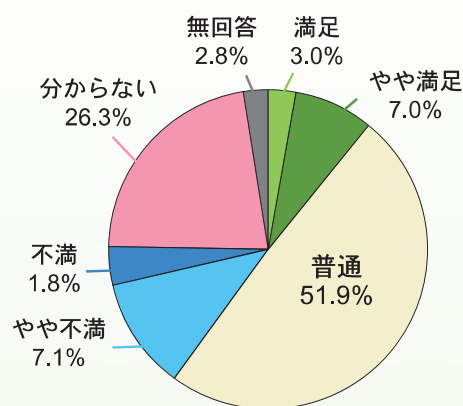
環境意識の向上により森林づくりに参画する機会が増えてきていることから、木質バイオマスの利用促進を図るとともに、木質エネルギー利用（ボイラー・ストーブ・発電等）の普及を図る必要があります。

※ F S C® 森林認証：FSC®（Forest Stewardship Council）森林管理協議会が適正な森林管理が行われていることを一定の基準によって審査・認証すること。

基本的な考え方と指標

- 国際認証であるFSC®森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。
- 森林の多面的機能を有効的に活用して、町民による「森づくりの場・木とふれあう場」の充実と木質バイオマス※の資源活用に努めます。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
林業の振興（森林の保全、活用）



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
町内における認証材の出荷量	H26	3,756 m³	6,000 m³	6,000 m³	6,000 m³

※ 木質バイオマス：バイオマスとは再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、ここでは、木の伐採や造材の際に発生する伐根、枝葉、端材などのこと。

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 森林の整備	① 森林環境保全整備 【耕地林務G】	森林経営計画※に基づき、植林・下刈り・除間伐事業※を計画的に行います。
	② 計画的な町有林造成 【耕地林務G】	森林経営計画及びFSC®森林認証の規定に基づき、環境に配慮して計画的に事業執行を行います。

基本目標 3

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 森林の整備	③ 野鼠駆除の実施 【耕地林務 G】	若齢林の被害防止のため、野鼠駆除を行います。
(2) 付加価値の向上	① 森林認証林の拡大 【耕地林務 G】	非認証材との価格差を付け、認証林の拡大を図ります。
	② FSC®森林認証取得等による地域材ブランド化 【耕地林務 G】	森林認証の普及促進を図り、地域ブランド化を図ります。
	(森林認証を基盤とした林業の活性化) 【耕地林務 G】	国際基準である「FSC®森林認証」を基軸に取組を推進し、環境に配慮して生産された木材・木製品の付加価値の向上を図ります。
	③ CoC 認証※取得の推進 【耕地林務 G】	FSC®森林認証材を使用した木製品の開発を進め、地材地消による地場産材の利用を促進します。
(3) 経営の近代化・効率化の推進	① 林業グループの育成・組織強化及び青年林業士を活用した林業後継者の育成強化 【耕地林務 G】	森林所有者の高齢化が進んでいる中、林業グループの育成を行うことにより後継者の育成を図り近隣町村との合同研修を実施することにより強化を図ります。
	② 林産物加工施設整備 【耕地林務 G】	森林組合等の整備計画に基づき実施するとともに、老朽化に伴う林産物加工施設等の整備を実施します。
(4) 森林の有効活用	① 未来を拓く森林づくり事業の推進 【耕地林務 G】	環境意識の向上により企業等が森林づくりに参画する機会が増えていることを好機とし、今後も企業の森づくりを推進します。
	② 木とふれあう場所の整備 【耕地林務 G】	森づくりや木とふれあう場づくりを進め、森林機能・資源循環の大切さを、子供達が学べる場を増やします。
(5) 木質バイオマスの普及促進	① 木質の利活用推進 【耕地林務 G】	地産地消を推進するために、バイオマスボイラー、ペレットストーブ等の普及を図り、木質を最大限に利活用出来るように推進します。

※ 森林経営計画：森林所有者等が所有する森林について自発的に作成する、5年間の具体的な施策（伐採や植林等）の計画

※ 除間伐事業：「除伐」と「間伐」をまとめた表現。除伐とは、植栽した樹木の成育を妨げる他の樹木を伐る作業。間伐とは、植栽した樹木の間引き作業

※ CoC 認証：FSC® 森林認証を受けた森林の木材・林産物を加工・流通させるため、他の製品と混ざらないよう適切に管理されたものを証明する制度

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町森林整備計画	平成23年度～平成33年度
美幌町特定間伐等促進計画	平成25年度～平成32年度

3 - 4 新エネルギーの推進

現状と課題

新エネルギーの中でも「太陽光発電」はもっとも身近な新エネルギーであり、太陽光発電システム設置モニター事業※により毎年約20件が設置されている状況であります。

今後も地球温暖化防止に向けた取り組みとして、「太陽光発電」や「木質バイオマス（ペレットストーブなど）」を中心に普及・啓発の推進を図ることが必要です。

また、平成27年度に計画期間が満了となる「美幌町地域新エネルギービジョン※」の改訂を行う必要があります。

※ 太陽光発電システム設置モニター事業：新エネルギーの普及促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的に、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する方に対してモニター調査を委託する事業

※ 美幌町地域新エネルギービジョン：美幌町としての、今後の新エネルギー導入のガイドラインとして策定されたもの。

基本的な考え方と指標

○「木質バイオマス」や「太陽光発電」などの地域特性を活かした「新（再生可能）エネルギー※」の導入促進を図るとともに、環境教育・普及啓発などにより低炭素地域づくりを推進します。

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
住宅用太陽光発電設備の設置件数	H26	206 件	270 件	330 件	370 件

※ 新（再生可能）エネルギー：太陽光や風力、天然ガスといった地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギー

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 環境共生に向けた総合的な取り組み	①ソーラー資源の活用 【商工観光G】	本町の地域特性である日照時間の長さを活かした「太陽光発電システム」の導入促進を図ります。
	②新エネルギーの導入促進 【商工観光G】	「第2次美幌町地域新エネルギービジョン」に基づき、「木質バイオマス」及び「太陽光発電」などの導入促進を図るとともに、新エネルギーの専門的知識を有している北見工業大学を中心とした関係機関との連携を強化し、指導・助言のもと低炭素地域づくり※を推進します。
	③新エネルギーに関する環境教育及び普及啓発 【商工観光G】	新エネルギーに関する理解を深めるための環境教育及び普及啓発に努めます。

※ 低炭素地域づくり：地域資源を活かした新エネルギーの地産地消を図るとともに、地域の方々が省エネルギーの実施や新エネルギーを積極的に導入することで、「資源等の域内循環」や「産業の育成」など、様々な側面から地域の活性化を図ること。

関連する計画

計画の名称	計画期間
第2次美幌町地域新エネルギービジョン（予定）	平成28年度～平成38年度

3-5 商工業の振興

現状と課題

商業

本町の商業は、その交通の利便性の良さから近隣市町村の商業圏となっています。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などにより、既存店の経営環境は厳しい状況です。サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していくことが必要です。

販路拡大にかかる支援・強化については、町外イベントに参加する際の負担軽減として助成を行っています。イベント開催の情報収集を行い、より多くの新しいイベントへの参加が出来るよう検討しています。

また、町内における消費の拡大を促進するために「スマッピーカード※」による“ポイント制”や“プレミアムチャージ事業※”を行っています。加盟店の増加など利用しやすい環境の整備により、さらなる消費の拡大につなげることが課題となっています。

※ スマッピーカード：美幌町オリジナルの「プリペイドカード」の名称

※ プレミアムチャージ事業：プリペイドカード（スマッピーカード）に一定の金額をチャージすると、プレミアム商品券が付くという事業

※ 4つの商店街：新町地区の「ゆうゆう商店街」、仲町地区の「美幌中央商店会」、北2～4丁目地区の「びほろ生き活き商店街」、北1丁目地区の「美幌町大通北1丁目商店街」

中心市街地

町内には4つの商店街※があり中心市街地を構成していますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあります。

今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地元住民に密着したサービスの展開などにより、中心市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進めていく必要があります。

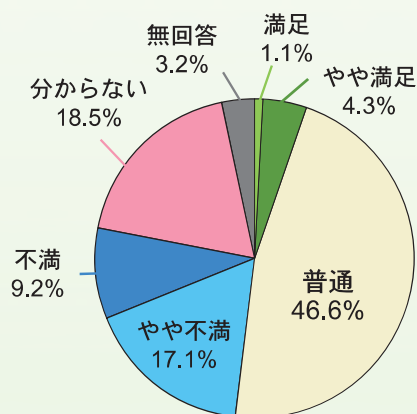
工業

本町の工業は、基幹産業である農業に関連した食品加工業をはじめ、鉄筋・鉄骨やコンクリートなどの建設資材工場、自動車・農機具整備工場などがあり、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献しています。

基本的な考え方と指標

- 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。
- 平成16年に策定した「中心市街地活性化基本計画※」についての検証及び事業の再検討を行い、現在までの各取り組みの必要性や緊急性、集客施設の整備などの新たに取り組むべき課題を関係機関・団体等と協議し、中心市街地活性化事業を進めます。
- 空き店舗の活用促進の強化を図るとともに、スマッピーカードの利用促進の取り組みを継続し、中心市街地の活性化を図ります。
- 地元企業の育成と第1次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
商工業の振興



基本目標 3

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
起業家件数	H26	0件	10件	15件	20件

注）目標値は累計

※ 中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために策定した計画

施策

☆（ ）で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1)経営基盤の強化、経営の近代化	①中小企業融資・助成制度の充実 【商工観光G】	金融機関及び美幌商工会議所等の関係機関と連携を密にし、経済状況等の変化に対応した制度の見直しや改善を図ります。
	②経営相談・指導の強化 【商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	③既存企業の振興促進 【商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業※などにより、町内の商工業の振興を促進し、地域経済の活性化を図ります。
	（店舗リフォーム、起業家支援の創設） 【商工観光G】	平成27年度に創設した「店舗リフォーム促進支援事業※」及び「起業家支援事業」により空き店舗の活用促進を図り、商店街の活性化を推進します。 また、アンケート調査の実施などにより、時代に即したニーズの把握に努めます。
(2)商店街の魅力向上	①空き店舗の活用促進 【商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業※や空き店舗家賃補助※、さらには調査結果を踏まえた情報の発信、空き店舗所有者との連携強化などにより、活用促進を図ります。
	②商店街の景観形成の整備推進 【商工観光G】	商店街において緑化活動などを通じた環境美化に取り組み、きれいな商店街の景観づくりを推進します。
	③にぎわいの駅整備※に関する調査・検討 【商工観光G】	中心市街地エリアに集客機能の核となる施設の整備について、商工会議所等の関係機関・団体等と調査及び検討を行います。
	④賑わい、集客施設などハード整備の推進 【商工観光G】	中心市街地の活性化と賑わいの創出を促進するため、集客機能の核となる施設の整備について、関係機関・団体と連携を図りながら推進します。
	⑤スマッピーカード、町内消費拡大事業支援 【商工観光G】	スマッピーカード「プレミアムチャージ事業」の支援を継続し、町内における消費の拡大を促進します。 また、スマッピーカード加盟店の充実促進など、より一層の利用環境の向上を図ります。

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

基本目標 3

施策の区分		施策の内容
(2) 商店街の魅力向上	⑥ 商店の情報発信の推進 【商工観光 G】	商店街等のホームページの作成等を推進し、地域に密着した情報等を発信することにより、中心市街地の活性化を図ります。
	⑦ 宅配移動便利サービスの充実 【商工観光 G】	買い物に不便を感じている方々や住民の利便性向上のため、宅配移動便利サービスの利用促進を図り、地域に密着した商店街形成の促進を支援します。
	⑧ 中心市街地活性化基本計画の検証及び事業の再検討 【商工観光 G】	関係機関・団体等と連携し「中心市街地活性化基本計画」の検証を行うとともに、必要に応じて事業の再検討を行い、時代に即した中心市街地活性化事業を推進します。
(3) 工業の振興	① 経営相談・指導の強化 【商工観光 G】	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	② 研究活動の充実 【商工観光 G】	中小企業大学校旭川校※への研修参加助成などを行い、研修・研究活動の充実を図ります。
	③ 稲美工業用地※利用促進 【商工観光 G】	「北海道東京事務所」など、関係機関及び団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。
	④ 技術改善に対する支援整備促進 【商工観光 G】	過疎法※等の適用による設備の新設又は増設に対する固定資産税の課税免除規定により、設備導入の促進を図ります。

※ 店舗リフォーム促進支援事業：店舗リフォーム補助制度などにより、店舗リフォームの促進を支援する事業

※ 空き店舗家賃補助：中心市街地の空き店舗における新規起業等に対し、最長12ヶ月間、家賃の一部を補助する制度

※ にぎわいの駅整備：「にぎわいのある魅力的な商店街」を構築するために、「道の駅」に代表されるような集客施設を街なかに整備（建設）すること。

※ 中小企業大学校旭川校：全国に9校ある中小企業大学校の一つとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部（略称：中小機構北海道本部）の管轄下であり、北海道の中小企業を人材育成面から支援する研修機関

※ 稲美工業用地：美幌町稲美地区に工業等の用地として指定している地域

※ 過疎法：過疎地域の人口減少に歯止めをかけるため必要な措置を講じ、地域の自立促進を図ることを目的とした法律。過疎地域自立促進特別措置法の略称



関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌・大空・津別地域産業活性化基本計画	平成26年度～平成30年度
美幌町中心市街地活性化基本計画	平成16年度～

3－6 観光の振興

現状と課題

美幌町の観光資源の核となる美幌峠の入込客数は年々減少傾向にありましたが、平成26年度は765,530人となり、回復の兆しが見えました。しかしながら、依然として通過型観光からは脱却できておらず、体験型・滞留型及び滞在型観光※の促進や街なかへの誘導などが課題であり、情報化社会に対応した積極的な情報の発信や本町の魅力をPRすることが必要であります。

また、「峠の湯びほろ※」や「みどりの村※」などの既存施設については、老朽化が著しい状況にありますので早急に修繕計画を策定する必要があります。さらに「峠の湯びほろ」においては、遊休箇所も見られるため、利活用方法も併せて検討することが必要です。

※体験型・滞留型及び滞在型観光：「体験型観光」とは地域資源を通して体験する観光形態。「滞留型観光」とは旅行先にしばらくとどまる観光形態。「滞在型観光」とは1箇所に滞在し、滞在地で静養やレジャーを楽しむこと、または、滞在地を拠点として周辺の観光を楽しむレジャー形態

※峠の湯びほろ：「旧都橋小学校跡地」において整備された「日帰り温浴施設」。平成8年12月にオープン。

※みどりの村：本町の農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進すると共に保健休養の場としての利用を促進し、地域の振興及び福祉の向上に資するため設置された施設

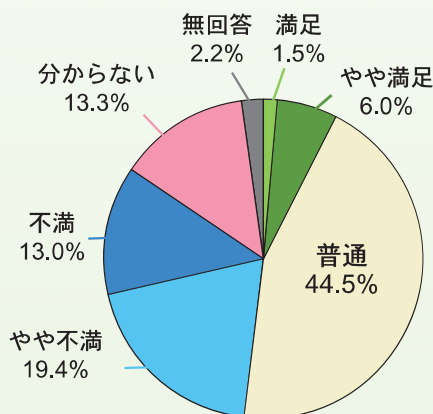


まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

基本的な考え方と指標

- 観光資源の維持・開発・向上に努め、持続可能な体験型・滞留型及び滞在型観光を推進します。
- 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。
- 美幌峠から「みどりの村」までの観光資源を点から線、さらには線から面として展開する観光を推進するとともに、美幌峠に集中している観光客の「街なか」への誘導を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- 「道の駅」などの、集客及び情報発信等を目的とした新規施設の建設について検討を行い、交流人口の増加や賑わいの創出を図ります。
- 老朽化が著しい「峠の湯びほろ」については、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努めるとともに、指定管理者と連携を密にしながら、遊休箇所の有効利活用に努めます。また、「みどりの村」は、施設の修繕計画を含め今後のあり方についての検討を行います。
- 地域の関係者が協働・連携したネットワークシステムの構築を図るとともに、地域において観光振興の核となる人材の育成を促進します。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
観光の振興



基本目標 3

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
観光入込客数	H26	765,530 人	790,000 人	820,000 人	850,000 人

施策

施策の区分		施策の内容
(1)総合的な推進体制、ビジョンの確立	①「美幌町観光振興革新戦略ビジョン※（第2次美幌町観光振興計画）」の推進 【商工観光G】	時代に即した観光施策の計画的な推進を図り、検証を行いながら実践的な計画の実行に努めます。
	②観光に係る企業、団体との連携強化 【商工観光G】	観光物産協会や商工会議所等の関係団体等との連携を強化し、観光及び物産の振興を図ります。
	③広域観光に対応する関係団体との連携強化 【商工観光G】	既存の広域観光協議会※をはじめ、道東5空港利用促進協議会※との連携を強化し、「ひがし北海道（道東）」の観光振興を図ります。
	④観光振興のためのネットワークシステムの構築及び人材育成 【商工観光G】	総合的な観光の推進を図るためのネットワークシステムの構築を図るとともに、地域において観光振興の核となる人材の育成を促進します。
(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	①既存施設の利用促進 【商工観光G】 【農政G】 【耕地林務G】	滞留型・体験型及び滞在型観光の推進を図るため、みどりの村、峠の湯びほろ、美幌峠レストハウス、物産館ぽっぽ屋、美幌林業館など既存施設の魅力化や利便性の向上を図ります。
	②美幌峠、美幌川などの観光資源の保全 【商工観光G】	本町を代表する景勝地「美幌峠」の美化活動や清流「美幌川」における水質保全など、本町をアピールする観光資源を守るとともに、積極的な活用を図ります。
	③「道の駅」などの集客及び情報発信施設建設の検討 【商工観光G】	近年の観光形態に対応した「道の駅」などの集客及び情報発信等を兼ね備えた“魅力ある施設”の建設を検討し、地域経済の活性化の促進及び賑わいの創出を推進するとともに、観光交流人口増加の推進を図ります。
	④既存施設における計画的修繕の実施及び有効利活用 【商工観光G】	既存施設において修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努めます。また、施設の管理運営者との協議により、施設全体の有効利活用を図るとともに、今後のあり方についても検討を行います。
	⑤観光資源の点から線、面への展開推進 【商工観光G】	「美幌峠」や「みどりの村」、さらには「白樺並木（通称：ロマンチック街道）※」などの観光資源をはじめ、町全体を面として捉えた観光を推進します。

基本目標 3

施策の区分	施策の内容
(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	⑥美幌 I C 周辺の情報休憩施設の整備 【商工観光 G】 高規格道路の整備が進められる中、「美幌インターチェンジ」付近に、街なかや美幌峠などへの誘導するための『情報の発信』を中心とした施設整備について、関係団体等と連携を図りながら調査及び検討を行います。
(3)観光情報の提供、サービスの向上	①観光情報システムの推進 【商工観光 G】 情報化社会に対応した効率的な観光情報の発信に努めます。
	②観光ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上 【商工観光 G】 J N T O（日本政府観光局）※認定外国人案内所として登録されている「美幌観光案内所」を中心として、国内外からの観光客に対する接遇などの充実を図ります。
	③国際化に対応した観光案内の充実 【商工観光 G】 来日外国人に対する観光案内の充実を図るため、英語・中国語版などのパンフレットを作成するとともに、国際化に対応した観光案内標識等の充実を図ります。
	④宿泊施設の誘致 【商工観光 G】 滞在型観光の推進を図るため、商工会議所等の関係機関と連携を図りながら、宿泊施設の誘致に努めます。
	⑤滞在型観光の推進 【商工観光 G】 関係団体等と連携を図りながら、「滞在型観光」や「滞留型・体験型観光」を推進します。
(4)観光イベントの魅力向上	①観光イベントの充実 【商工観光 G】 本町を代表する「美幌観光和牛まつり」や「びほろ夏まつり」などの観光イベントの内容充実を図り、魅力の向上に努めます。

- ※ 美幌町観光振興革新戦略ビジョン：第 2 次美幌町観光振興計画のこと。「選択」と「集中」により、実践的な戦略を計画し、新しい観光振興を考えていこうとするもの。
- ※ 広域観光協議会：観光振興を目的に、広域にわたる自治体等の集まりにより組織された協議会のこと。美幌町では「阿寒国立公園広域観光協議会」、「美幌地区 3 町広域観光協議会」に加盟して広域観光の推進を図っている。
- ※ 道東 5 空港利用促進協議会：「ひがし北海道」エリアにある 5 空港（紋別・女満別・中標津・釧路・帯広）の関係機関で組織されている協議会で、5 空港の利用を促進することにより「ひがし北海道」観光の推進、地域経済の活性化を図ることを目的としている。
- ※ 白樺並木（通称：ロマンティック街道）：国道 243 号の美幌町稲美地区から古梅地区までに植栽された白樺並木
- ※ J N T O（日本政府観光局）：海外からの訪日旅行者の誘致活動を行う独立行政法人の日本政府観光局



まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

関連する計画

計画の名称	計画期間
第 2 次美幌町観光振興計画（予定）	平成 28 年度～平成 38 年度

3-7 地域特産品の振興

現状と課題

本町では、農産物等を用いた地域資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられますが、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。

地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。

品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップに繋げる必要があります。

また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。

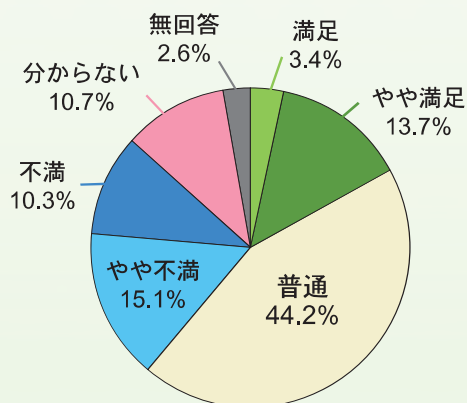
今後は、それぞれの団体の連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。



基本的な考え方と指標

○本町の地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値の向上及び事業活動の活性化を図ります。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
特産品の開発、販売



基本目標 3

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
新たな特産品などの開発件数	H26	1 件	3 件	5 件	7 件

注）目標値は累計

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 地域特産品の開発・育成	① 研究機関、大学等との連携による開発支援 【商工観光 G】	オホーツク圏地域食品加工技術センター※などの関係研究機関・大学等との連携により、農畜産物をはじめ地域資源を活用した特産品の開発を支援します。
	② 地域資源活用型特産品開発への支援強化 【商工観光 G】	本町の質の高い農畜産物をはじめ、地域資源を活用した特産品開発を支援し、官民一体となった特産品の開発を推進します。 また、ホームページなどを活用した特産品のPR及び販路拡大の促進を図ります。
(2) 地域特産品のPR・販売	① 地場産品等の販路拡大 【商工観光 G】	札幌市や首都圏を中心としたアンテナショップ※などに店出しやすい環境整備を図るとともに、地場産品等の販路拡大の支援を行います。地域産特産品の持つ優位性を活かした販売戦略に基づく販路拡大を図ります。
	② 物産展・物産関連イベントの参加促進 【商工観光 G】	物産展・物産関連イベントに参加する事業者、経費の一部を助成し参加促進を図り、特産品のPRに努めます。
	③ 地域特産品の認知度の向上 【商工観光 G】	町民の認知度を高める為の手法を検討し、併せて美幌町特産品認証制度※の創設を検討します。

※ オホーツク圏地域食品加工技術センター：オホーツク圏域で生産された農水産物資源を活用した食品工業の振興、加工技術の向上を図る北海道立の公益財団法人

※ アンテナショップ：企業や地方自治体が、売れ行きの動向を探るために新製品や地場産品などを直営する店

※ 美幌町特産品認証制度：美幌町の農作物などの地域資源を活かした「特産品」開発の推進を目的に、一定のルール化により特産品として認証しようとする制度



まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

3-8 消費者保護の充実

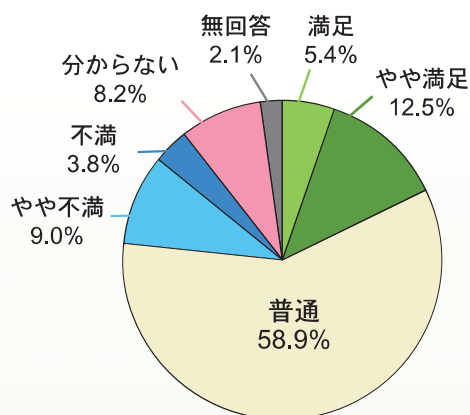
現状と課題

消費生活問題に関しては、従来は高齢者がターゲットとなっておりましたが、急速なスマートフォンの普及により、若者からもインターネットトラブルに関する相談を受ける機会が増えてきていることから、若い世代のうちからインターネットトラブルをはじめとした消費生活問題に関する啓発・教育することが必要です。

また、平成26年度には悪質な電話勧誘に対処するため、電話機付近に設置するパンフレットを全戸に配布しましたが、今後も特殊詐欺等※の防止啓発に努めていく必要があります。

※特殊詐欺等：「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの『振り込め詐欺』と、それに類似する手口の詐欺の総称

満足度（H26 まちづくりアンケート）
犯罪の防止、消費者の保護



基本的な考え方と指標

- 消費生活相談体制の充実・強化を図り、消費生活問題の未然防止に努めます。
- 消費者協会との連携により、「まち育出前講座」などを活用した若年層に対する啓発・教育の強化を図ります。

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
消費生活相談件数	H26	121件	110件	100件	90件

施策

施策の区分		施策の内容
(1)消費者の保護	①消費生活相談体制の充実・強化 【商工観光G】	消費者協会※などの関係団体等との連携により、消費生活相談員※の増員などによる体制の充実・強化を図るとともに、速やかな情報提供などにより、消費生活被害の未然防止に努めます。
	②若年層に対する啓発・教育の強化 【商工観光G】	消費者協会※との連携のもと、まち育出前講座などを活用し、消費者自身が被害を避ける能力を身につけられるように、若年層に対する啓発・教育の強化を図ります。
	③消費生活条例の制定に向けた調査、研究 【商工観光G】	消費生活の安定及び向上など、消費者保護を目的とした条例制定の調査、研究を進めます。

※ 消費者協会：消費者が安全で安心な暮らしをおくるために、消費生活相談、暮らしの情報、価格などの調査研究などを行っている団体
※ 消費生活相談員：悪質商法や契約トラブル・金融商品トラブル・製品事故などの相談に応じる相談員